

## 浄化槽は定期的な清掃や 保守点検が必要です！

浄化槽は微生物を利用して汚水を「きれいな水」にします。そのため、浄化槽清掃を怠ると浄化槽の機能が低下し、汚水が処理されなまま流れてしまいます。公共水域の水質保全や悪臭防止のためにも、1年に1回以上の浄化槽清掃をお願いします。

また、清掃は東総衛生組合の許可を受けた下記の業者に依頼してください。



### 清掃許可業者

- (株)トーソーエンバイテック ☎ 72-4231
- (株)旭住宅 ☎ 63-8150
- (有)光クリーンセンター ☎ 84-2244
- (有)いしげ水質管理センター ☎ 63-2282
- (有)ユート・アメニティ ☎ 84-3270
- (株)加藤設備 ☎ 63-8277
- (株)五十嵐商会海匠営業所 ☎ 84-1119
- 旭衛生センター(株) ☎ 63-9551
- (有)銚子浄化槽管理センター ☎ 73-3840

### お問合せ●

生活環境課環境係 ☎ 76-5406  
東総衛生組合旭クリーンパーク ☎ 62-0794

## 屋外広告物の設置には 許可が必要です！

私たちの身の回りには看板などの屋外広告物は、さまざまな情報を提供して町に活気や賑わい、楽しさを与えてくれます。その反面、ルールを守らない広告物は、町並みや自然の美しさを損ねる大きな要因となるだけでなく、思わぬ事故を招き人々に危害を及ぼす恐れもあります。

「千葉県屋外広告物条例」に基づき、広告板などを表示する場合は原則として町の許可と審査を受けなければなりません。

※審査には、手数料がかかります。

※許可後は、更新申請も必要になります。

### 屋外広告物ってなに？

看板(壁面看板、屋上看板、立看板)、はり紙、はり札、ポスター、のぼり旗、電柱、自動車(バス等)を利用する広告物など



### 手続きは、どうするの？

- ① 町へ事前に相談 (担当：都市計画課都市計画係)
- ② 町へ「許可申請書」を提出 (※審査)
- ③ 町から「許可書」を交付
- ④ 屋外広告物の施工・表示

お問合せ●都市計画課都市計画係 ☎ 76-5408

## 児童扶養手当・特別児童扶養手当

# 現況届の提出をお忘れなく

「児童扶養手当」や「特別児童扶養手当」を受給されている方は、毎年現況届の提出が必要です。既に手当を受けている方には、現況届の用紙をお送りしましたので忘れずに提出してください。**提出がない場合、以下の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。**

### ●児童扶養手当・特別児童扶養手当とは？

「ひとり親家庭などの児童を養育する家庭」に支給される児童扶養手当、「身体や知的障がいのある児童を介護されている家庭」に支給される特別児童扶養手当。どちらも生活の安定と自立を助け、すべての家庭において児童の健やかな成長を支援するための制度です。対象となる児童や申請方法など制度の詳細については、各担当課へお問い合わせください。

### 児童扶養手当

- 提出期間 8月1日(水)～31日(金) (土・日・祝日を除く)
- 提出先 子育て支援課こども係(役場1階)

### 児童扶養手当と公的年金等の併給が可能になりました

平成26年12月以降、公的年金(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など)の年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。

児童扶養手当を受給するためには申請が必要です。個々の状況によって対象とならない場合もありますので、詳細については子育て支援課へお問い合わせください。

お問合せ●子育て支援課こども係 ☎ 76-5412

### 特別児童扶養手当

- 提出期間 8月10日(金)～9月10日(月) (土・日・祝日を除く)
- 提出先 保健福祉課福祉係(保健福祉センター)

お問合せ●保健福祉課福祉係 ☎ 76-3185

## 多古こども園 臨時保育士を募集します

### 臨時保育士

- 応募資格●保育士の資格および幼稚園教諭の免許のある65歳までの方
- 勤務条件●月曜日から金曜日と月1回の土曜日(祝日を除く)  
午前7時から午後7時までの間で7時間45分(勤務日数や短時間勤務希望の場合は応相談)
- 賃金・手当等●日給9,030円

### 時間外臨時保育士

- 応募資格●朝夕1日2回勤務が可能な65歳までの方
- 勤務条件●月曜日から金曜日 午前7時～8時30分、午後4時30分～7時
- 賃金・手当等●時給1,166円(保育士および幼稚園教諭の資格あり)  
時給911円(資格なし)

応募方法●履歴書、保育士証および幼稚園教諭免許状の写しを多古こども園まで提出

その他●勤務形態により社会保険、雇用保険を適用

お問合せ●多古こども園 ☎ 76-6050

# 成田空港周辺地域を よくする活動を応援します

成田空港地域共生・共栄会議では、広く一般から成田空港周辺地域の共栄につながる協働事業(地域・観光振興、景観形成等)を募集します。

- 対象地域 成田空港周辺地域のうち2市町以上にまたがって行われること  
(成田市、富里市、山武市、香取市、芝山町、横芝光町、栄町、神崎町、多古町)
- 実施期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日までに実施される事業とします。
- 負担金の額 1事業に対し負担金として交付する額は100万円以下とします。
- 選定事業数 合計2事業を選定します。ただし1団体につき選定される事業は1つです。
- 募集期間 8月1日(水)～10月1日(月)必着

※詳細については、成田空港地域共生・共栄会議ホームページをご覧ください。

お問合せ●成田空港地域共生・共栄会議 ☎ 85-7715 (平日午前9時～正午、午後1時～5時)